特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
15	介護保険に関する事務 31日終了】	基礎項目評価書【平成30年3月

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利・利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

平成30年4月1日より東三河広域連合にて事務を行うため終了

評価実施機関名

田原市長

公表日

平成30年4月1日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	介護保険に関する事務					
②事務の概要	介護保険法及び田原市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課・徴収、要介護認定及び保険給付に関する事務を行う。 ①年齢要件及び転入等による資格取得、死亡・転出等による資格喪失の台帳管理②第1号、第2号被保険者の被保険者証の交付、再交付申請等の申請受理③認定申請に基づき要介護・要支援状態区分等を認定する④介護(予防)サービス等の受給者に対し、保険給付を実施⑤所得情報等より保険料を賦課決定し被保険者へ保険料額を通知⑥保険料の減免、徴収猶予等介護保険料の把握のため収納情報を管理⑦福祉用具購入費、住宅改修費等の支給⑧負担限度額認定申請、負担割合証の発行 ⑨高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請					
③システムの名称	介護保険システム、総合収納管理システム、行政基本システム、統合宛名管理システム、中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル名						
介護保険情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第68項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条					
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	「情報照会の根拠」 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表 第二の93並びに94の項 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「番号法別表第二命令」と いう。)(第46、47条) 「情報提供の根拠」 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二 第1、2、3、 4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、 108、109、120項 番号法別表第二命令 第2条、3条、6条、7条、10条、12条の3、15条、19条、22条の2、25条の2、30条、 31条の2、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3					
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	健康福祉部 高齢福祉課					
②所属長	高齢福祉課長 柴田 高宏					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					

請求先

田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

田原市役所 健康福祉部 高齢福祉課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3217

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成29年6月30日 時点				
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		平成29年6月30日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	公表日	平成27年11月11日	平成29年6月30日	事後	
平成29年6月30日	法令上の根拠		「情報照会の根拠」 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の93並びに94の項行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「番号法別表第二命令」という。)(第46、47条)「情報提供の根拠」 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二 第1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、120項番号法別表第二命令第2条、3条、6条、7条、10条、12条の3、15条、19条、22条の2、25条の2、30条、31条の2、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3	事後	
平成29年6月30日	所属長	宮川裕之	柴田 高宏	事後	
平成29年6月30日	対象人数	平成27年1月1日 現在	平成29年6月30日	事後	
平成29年6月30日	取扱者数	平成27年1月1日 現在	平成29年6月30日	事後	
平成30年4月1日	評価書名	介護保険に関する事務 基礎項目評価書	介護保険に関する事務 基礎項目評価書【平成 30年3月31日終了】	事後	